

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 13 | 軽自動車税に関する税務事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高松市は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県高松市長

公表日

令和3年9月14日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------|---|
| ①事務の名称 | 軽自動車税事務 |
| ②事務の内容 | <p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に従い軽自動車税業務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 申告書受付事務 (1) 申告先が運輸支局 二輪の小型自動車、軽二輪については、運輸支局が軽自動車税申告書の受付を行う。 (2) 申告先が軽自動車検査協会 軽三輪、軽四輪、被牽引車両等については、軽自動車検査協会が軽自動車税申告書の受付を行う。 (3) 申告先が市町村 (1)、(2)以外(原付、小型特殊)は市町村で軽自動車税申告書の受付を行う。</p> <p>(1)、(2)について、市町村で課税するため軽自動車税申告書の複製を受領し、車両台帳を最新化する。※紙の場合と電子データの場合がある。 また、課税免除、減免の申請を受け付ける。 ※平成28年度税制改正により、地方公共団体情報システム機構より初度検査年月を含むデータを受け取る。</p> <p>2. 当初賦課事務 4月中旬までに賦課期日(4月1日)時点の軽自動車税申告内容を車両台帳に反映し、新年度課税台帳と納税通知書を作成する。作成した納税通知書は封入封緘し、納税義務者へ送付する。</p> <p>3. 賦課更正事務 当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告の受領、課税免除及び減免等の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書又は税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。</p> <p>4. 返戻された納税通知書の調査事務 当初賦課事務で送付した納税通知書が返戻された場合、住所調査を行い、住所地が確認できれば再度送付する。</p> <p>5. 転出者への調査事務 転出した納税義務者に対して、登録されている定置場の変更が正しく行われるように依頼文を送付する。</p> <p>6. 統計資料作成事務 ・月次で調定表を作成する。 ・7月上旬ごろに課税状況調を作成する。</p> <p>7. 証明書発行事務 継続検査用納税証明書を発行する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、軽自動車税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②住民基本台帳ネットワークシステムより、住登外者の個人番号を取得する。 ③軽自動車税申告書から個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う)</p> <p>III. 特定個人情報の利用 宛名システムにより障害者手帳等情報の照会等を行なう。</p> <p><中間サーバー・宛名システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(宛名システム) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(宛名システム、中間サーバー) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(宛名システム、中間サーバー)</p> |

| | | |
|-------|------------------|---|
| ③対象人数 | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 |
|-------|------------------|---|

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | | |
|-------------|--|--|
| ①システムの名称 | 税宛名システム(税務システムの一機能) | |
| ②システムの機能 | <p>1. 宛名照会機能：納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。</p> <p>2. 住登外者の登録・更新機能：住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。</p> <p>3. 法人の登録・更新機能：法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能</p> <p>4. 送付先、特宛人の照会・登録・更新機能：送付物の送付先、納管人・相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>5. 口座情報の照会・登録・更新機能：口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。</p> <p>6. 関連宛名設定機能：宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。</p> <p>7. 金融機関の照会・登録・更新機能：金融機関の照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>8. 証明発行機能：各種税証明書を出力する機能。</p> <p>9. 利用者ID対応づけ機能：電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。</p> <p>10. 住記連携機能：住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。</p> <p>11. 他業務向け宛名情報ファイル作成：個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。</p> <p>12. 同一人チェック機能：氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13. 申告書記載番号取込み・チェック機能：申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14. 宛名情報連携機能：宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。</p> | |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p> | |

システム2～5

システム2

| | |
|----------|---|
| ①システムの名称 | 軽自動車税システム(税務システムの一機能) |
| ②システムの機能 | <p>[A. 車両異動]</p> <p>A-1. 新規登録機能：軽自動車税申告書の内容をもとに義務者情報、標識情報、車両情報などの入力を行い、車両の新規登録を行う。</p> <p>A-2. 番号変更機能：変更後標識情報、変更情報の入力を行い、車両の番号変更を行う。</p> <p>A-3. 名義変更機能：変更後義務者情報、変更情報の入力を行い、車両の名義変更を行う。</p> <p>A-4. 廃車機能：廃車情報の入力を行い、車両の廃車を行う。</p> <p>A-5. 課税保留機能：申請書の内容又は、実態調査の内容をもとに課税保留の開始理由・開始年月日の入力を行う。</p> <p>A-6. 減免・課税免除機能：申請書の内容をもとに減免の開始理由・開始年月日の入力を行う。</p> <p>A-7. 車両台帳修正機能：車両情報の修正を行う。</p> <p>A-8. 車両台帳照会機能：車両内容を中心に各種情報の照会を行う。</p> <p>A-9. 通知書・決議書発行機能：納税通知書・調定決議書の初回発行や再発行を行う。</p> <p>A-10. 軽自証明発行機能：車検用納税証明書の発行を行う。</p> <p>[B. 賦課決定]</p> <p>B-1. 当初賦課機能：賦課期日時点の課税対象車両に対し、賦課計算を実施し、当初分の賦課データを作成する。</p> <p>B-2. 当初通知書作成機能：当初賦課分の車両に対し、納税通知書を作成する。</p> <p>B-3. 随時賦課機能：賦課データ未決分に対し、賦課データの決定を行う。</p> <p>B-4. 随時通知書作成機能：随時賦課決定したデータに対し、増額異動であれば、納税通知書・調定決議書、減額異動であれば、税額変更通知書(減免の場合は減免決定通知書)・調定決議書を作成する。</p> <p>B-5. 公示納期限変更機能：賦課データの納期限変更を行う。</p> |

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|-----------------------------------|---|--|---|--|---|-----------------|
| ②システムの機能 | <p>【C. 調査集計他】 C-1. 各種一覧表作成機能：各種一覧表(登録、廃車、未廃車全件、非課税、電気など)を作成する。 C-2. 減免集計表作成機能：車種毎・減免理由毎に集計し、減免集計表を作成する。 C-3. 第33表課税状況調ファイル作成機能：第33表軽自動車税に関する調の形式で集計し、CSVファイルを作成する。</p> <p>【D. 軽協申告書連携】 D-1. 軽協申告書データ取込機能：軽自動車検査協会から受領した申告書データを取込む。 D-2. 軽協申告書一括更新機能：軽自動車検査協会から受領した申告書データの論理チェックを行い、OK分についてはデータ更新を行う。</p> <p>【E. 臨時標識交付管理】 E-1. 臨時標識登録・更新機能：申請者の申請書をもとに、臨時標識の新規登録、修正を行う。 E-2. 臨時標識照会機能：臨時標識の登録内容を中心に各種情報の照会を行う。</p> <p>【F. その他】 F-1. 管理外データ削除機能：廃車処理後、一定期間経過した車両データと当該車両とリンクする保留減免データ、特記データの削除を行う。 F-2. EUC用ファイル作成機能：車両テーブル、賦課テーブル、保留減免テーブルより、EUC用ファイルを作成する。</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input type="checkbox"/> その他 (|) |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 (|) | | | | | | | | |
| システム3 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 宛名システム | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>1. 宛名番号付番機能:宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能:宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能:中間サーバ又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (</td> <td>中間サーバー、福祉システム)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム | <input checked="" type="checkbox"/> その他 (| 中間サーバー、福祉システム) |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 (| 中間サーバー、福祉システム) | | | | | | | | |
| システム4 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 軽自動車税特定個人情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項) |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|-----------------|---|
| 軽自動車税特定個人情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 市内に軽自動車等の主たる定置場を有する又は有していた所有者 |
| その必要性 | 軽自動車税において公平かつ適正な課税を行うため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報 : 本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 軽自動車税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 市民税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (運輸支局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (軽自動車検査協会) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| ③使用目的 ※ | ・課税の根拠となる車両情報を基に納税義務者の特定を効率的に行い、適正課税に利用する。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民税課、納税課、牟礼総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター、国分寺総合センター、山田支所、塩江支所、庵治支所、香南支所 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div> |
| ⑤使用方法 | | 1. 申告書受付事務 ・納税義務者より提出された軽自動車税申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更正事務 ・当初課税処理を行い、宛名情報を基に納税義務者へ納税通知書を発送する。 ・賦課更正処理を行い、宛名情報を基に納税義務者へ納税通知書を発送する。 ・障害者手帳情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、減免判定等を行う。 3. 軽自動車税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。 |
| | 情報の突合 | 上記項番1、2において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|------------------------------------|--|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件 | |
| 委託事項1 | | |
| 納税通知書の印刷 | | |
| ①委託内容 | 帳票イメージデータを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し封入封緘まで行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社イセトー | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | | |
| 税務システム全般のシステム運用 | | |
| ①委託内容 | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 日本電気株式会社四国支社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 |
| 委託事項3 | | |
| MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守 | | |
| ①委託内容 | アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 富士通株式会社四国支社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 |
| | ⑥再委託事項 | MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守 |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. レコード区分
2. 異動後データ
3. 異動前データ
4. 異動年月日
5. 異動理由コード
6. 運行経路
7. 運行目的
8. 運転免許証番号
9. 課税区分
10. 課税状況コード
11. 課税年度
12. 解除処理支所コード
13. 解除処理年月日
14. 解除年月日
15. 解除理由コード
16. 開始処理支所コード
17. 開始処理年月日
18. 開始年月日
19. 開始理由コード
20. 格納種別
21. 義務者宛名番号
22. 旧標識コード
23. 旧標識記号
24. 旧標識番号
25. 許可開始日
26. 許可終了日
27. 型式
28. 原動機型式
29. 減免額-NM
30. 口座有無フラグ
31. 更新アクセスコード
32. 更新プログラムID
33. 更新時刻
34. 更新職員番号
35. 更新端末ID
36. 更新年月日
37. 使用者宛名番号
38. 使用者氏名
39. 支所コード
40. 自治体コード
41. 自治体識別コード
42. 車種コード
43. 車台番号
44. 車名コード
45. 車両コード
46. 車両履歴番号
47. 取込年月日
48. 受付年月日
49. 受付番号
50. 処理済年月日
51. 処理事由コード
52. 処理時刻
53. 処理年月日
54. 初度検査年月
55. 所有形態コード
56. 所有者宛名番号
57. 所有者氏名
58. 障害者宛名番号
59. 申告書連番
60. 申請者宛名番号
61. 申請者氏名名称
62. 申請者住所
63. 申請者生年月日
64. 申請年月日
65. 税率-NM
66. 前回更新アクセスコード
67. 前回更新プログラムID
68. 前回更新時刻
69. 前回更新職員番号
70. 前回更新端末ID
71. 前回更新年月日
72. 調定年月日
73. 調定年度
74. 通知書作成年月日
75. 通知書番号
76. 通知税額-NM
77. 通知年月日
78. 定格出力-NM
79. 定置場区分
80. 定置場枝番3コード
81. 定置場枝番コード
82. 定置場自治体コード
83. 定置場小枝番コード
84. 定置場町名コード
85. 定置場番地コード
86. 定置場番地編集区分
87. 登録処理支所コード
88. 登録処理年月日
89. 登録年月日
90. 登録理由コード
91. 特記情報
92. 特例区分
93. 認定番号
94. 年式
95. 年税額-NM
96. 納期限
97. 納期限区分
98. 納税義務者区分
99. 納税組合番号
100. 廃車処理支所コード
101. 廃車処理年月日
102. 廃車年月日
103. 廃車理由コード
104. 排気量-NM
105. 排他フラグ
106. 備考
107. 標識コード
108. 標識回収区分
109. 標識記号
110. 標識番号
111. 賦課異動フラグー過年1
112. 賦課異動フラグー過年2
113. 賦課異動フラグー過年3
114. 賦課異動フラグー過年4
115. 賦課異動フラグー過年5
116. 賦課異動フラグー過年6
117. 賦課異動フラグー過年7
118. 賦課異動フラグー現年
119. 賦課異動処理年月日
120. 賦課異動年月日
121. 賦課異動理由コード
122. 賦課履歴番号
123. 返納状態コード
124. 返納年月日
125. 保留減免解除フラグ
126. 保留減免開始フラグ
127. 保留減免有無フラグ
128. 保留減免履歴番号
129. 予定決定区分
130. 臨時標識番号
131. 個人番号
132. 法人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|--|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 軽自動車税特定個人情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>①住民記録システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②軽自動車税申告書、減免申請書からの入手（紙） → 地方税法447条等に基づいて提出される軽自動車税申告書等は、納税者本人又は本人の代理人が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保</p> <p>④その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・市で定める個人番号利用事務実施者以外（税務事務実施者以外）から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・情報漏えい等を防ぐための適正管理 ・複写等の禁止 ・再委託の禁止 ・事故報告義務 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | - | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【ルールの内容】 マニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行うと共に、職員に対して研修を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 管理監督者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認を行う。</p> | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [○] 接続しない(提供) |
|---|---|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| - | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> | |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり</p> <p>2) 発生なし</p> | |
| その内容 | - | | |
| 再発防止策の内容 | - | | |
| その他の措置の内容 | - | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| - | | | |

| | |
|---|---|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 高松市 総務局 コンプライアンス推進課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2155 |
| ②請求方法 | 高松市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 高松市 財政局 市民税課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2233 |
| ②対応方法 | 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和2年6月3日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|--|
| 平成29年3月21日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 1. 申告書受付事務 (1)申告先が陸運支局 二輪の小型自動車については、陸運支局が軽自動車税申告書の受付を行う。 (2)申告先が軽自動車検査協会 軽二輪、軽三輪、軽四輪、被牽引車両等については、軽自動車検査協会が軽自動車税申告書の受付を行う。 | 1. 申告書受付事務 (1)申告先が運輸支局 二輪の小型自動車、軽二輪については、運輸支局が軽自動車税申告書の受付を行う。 (2)申告先が軽自動車検査協会 軽三輪、軽四輪、被牽引車両等については、軽自動車検査協会が軽自動車税申告書の受付を行う。 | 事後 | 記載内容誤りのため |
| 平成29年3月21日 | I-6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 市民税課長 角陸 行彦 | 市民税課長 吉田 千順 | 事後 | 人事異動のため |
| 平成29年3月21日 | II-3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | 陸運支局 | 運輸支局 | 事後 | 記載内容誤りのため |
| 平成31年1月4日 | 様式の変更(I-6-② 評価実施機関における担当部署 ② 所属長→所属長の役職名) | 市民税課長 吉田 千順 | 市民税課長 | 事後 | 様式の変更による。 |
| 令和2年6月3日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ※平成28年度税制改正により、地方公共団体システム機構より初度検査年月を含むデータを受け取る予定。 | ※平成28年度税制改正により、地方公共団体情報システム機構より初度検査年月を含むデータを受け取る。 | 事後 | 記載内容誤りのため |
| 令和3年8月24日 | I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項) | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項) | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの |
| 令和3年8月24日 | II-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 | 番号法第19条第12号に掲げる情報照会者 | 番号法第19条第13号に掲げる情報照会者 | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの |
| 令和3年8月24日 | II-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第12号 | 番号法第19条第13号 | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|--|
| 令和3年8月24日 | Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先① ②提供先における用途 | 番号法第19条第12号に掲げる事務 | 番号法第19条第13号に掲げる事務 | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの |
| 令和3年8月24日 | Ⅲ－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | 事後 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの |